

保育形態の多様性と質に関する研究

母子保健研究部	岩田 力
客員研究員	小山 修 網野武博（東京家政大学）
嘱託研究員	尾木まり（子どもの領域研究所） 齊藤多江子（高崎健康福祉大学） 須永美紀（立教女学院短期大学）
東京家政大学	増田まゆみ 高辻千恵
高崎健康福祉大学	今井麻美 内田祥子

要 約

日本では、保育所における保育士と子どもの比率は定められているが、グループサイズ（クラス規模）に関する規定はない。しかし、グループサイズが保育の質の担保と関連があることは、多くのエビデンスから明らかにされている。そこで本研究では、保育の質を担保する保育形態のあり方について提案するために、諸外国における保育に関する諸条件や動向を把握し、日本のこれからの保育のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。その際、グループサイズに着目するとともに、子どもと保育者の配置比率や資格要件との関連にも目を向け検討を行う。その結果、保育の質を考えるには、多様な要因を総合的に捉えることが重要であり、グループサイズを比率や資格要件と関連づけて捉えた上で、保育の質を担保するために、何が条件として必要なかを検討することが求められると考えられる。また、規模の大きいクラスの中にあっても、子どもの個別性を尊重した応答的関わりを担保することを重視した保育の体制を構築することが必要であると考えられる。

キーワード：保育の質、グループサイズ、保育者と子どもの比率、保育者の資格要件

Research on the diversity and the quality of childcare types
Tsutomu IWATA, Osamu OYAMA, Takehiro AMINO, Mari OGI, Taeko SAITO,
Miki SUNAGA, Mayumi MASUDA, Chie TAKATSUJI, Asami IMAI, Sachiko UCHIDA,

Abstract: Although the ratio of childcare workers and children in a nursery school is defined in Japan, there is no regulation about group size. However, it is verified by many evidences that there are secure relations between the quality of childcare and group size. The aim of this research is to obtain the underlying basic data, for example, conditions and the trend of childcare in foreign countries, for proposing the appropriate quality of childcare in future. The relations of group size, child-care worker's arrangement ratio and their qualification requirement were also surveyed.

Results: It was important to consider generally the multiple factors in childcare. The group size or the ratio of children and care-workers as well as their qualification should be synthetically concerned to clarify what factors are most important. Even if the class is a large size, better childcare could be organized when care-worker respect the child's individuality and build the responsible relation to children.

<Key Word> The quality of childcare, Group size, The ratio of childcare workers and children, A childcare worker's qualification

I 研究の背景

近年の保育需要の高まりにより、待機児童問題の解消が国の重点政策の一つとして位置づけられている。保育所不足の解消は保育所の入所定員超過の容認、民営化の促進、短時間保育士の導入等の規制緩和により進められ、さらには待機児童の多い0～1歳児の面積基準が一部の市で省令に「従うべき基準」から「標準」とされるなどの規制緩和も行われている^{注1}。また、保育所のみで待機児童に対応していくことが困難なことから、家庭的保育やグループ型小規模保育等の個人の居宅や賃貸住宅等を活用した多様な保育制度が展開されつつある実態がある。わが国の保育制度は平成27年度から施行が予定される子ども・子育て支援新制度を控え、大きな転換期にあるが、その中で保育の質の担保が必要ということは言われている。しかし、質の高い保育とはどのようなものかということについての共通認識を持つための議論が十分に行われているとは言えない。1990年代まではわが国と同様に待機児童問題を抱えていたスウェーデンでは、待機児童解消後の2000年代には、保育の質向上を課題とする政策へと変化させている⁹。今後人口減少が見込まれるわが国では、いずれは待機児童の問題も解消すると予測されている。諸外国の例も参照としながら、待機児童問題解消後の保育の質というものも視野に入れ、検討していくことが必要と考えられる。

わが国では1947年の児童福祉法の制定と共に、児童福祉施設最低基準が定められ、保育士一人に対する子どもの比率についても定められた。その後、幾度かの改訂を経て1977年に現在の基準となっている。幼稚園については幼稚園設置基準において1学級の幼児数が35人と定められているが、保育所にはグループサイズ（集団規模・クラス規模）に関しては特に規定はされていない。

年齢区分別保育所利用児童の割合²を見ると、2012年度における3歳未満児の割合は25.3%であり、2000年度の14.7%と比較すると10ポイントの増加となっている。そのうち、0歳児の割合は、5.5%から10.2%へ、1・2歳児の割合は19.3%から33.0%へと増加し、育児休業の普及と相まって、1・2歳児の利用割合が高くなっている。さらには、保育所の待機児童はとりわけ1・2歳児に多いことから、定員超過が顕著であり³、1クラス20人以上の集団で過ごす保育所が、1歳児クラスでは14.3%、2歳児クラスは22.3%であることが明らかとなっている⁴。加えて、非正規保育士を配置する保育所は85.9%であり、そのうち、9割以上の非正規保育士が正規職員と同様の仕事を行っていることや⁵、短時間勤務保育士を導入する保育所の増加（2011年度37.5%）⁶などにより、保育士一人に対する子どもの比率は遵守されても、グループサイズが大きい場合の対応に困難が伴うことが推察される。

しかしながら、グループサイズ等の保育環境の物理的側面である構造的要因が、保育過程の質（例えば、保育者と子どもの関係、保護者とのコミュニケーション）に関連があることが明らかになっている⁷。特に、低年齢児については、応答的に関わる身近な大人との関係の中で、運動機能、コミュニケーション、象徴機能等が発達するとともに、物や人との関わりが強まることが指摘されている⁸。また、土方は、1歳児クラスの遊びの継続的な研究の中で、1人ひとりを大切に、その子の思いをうけとめ丁寧にかかわっていく保育の積み重ねが、保育の質を問うときに重要であることを指摘している⁹。したがって、定員超過が顕著である低年齢児の子どもたちが受ける保育の質の担保について検討することは、非常に重要な課題である。

国内の先行研究については¹⁰、保育所におけるグループサイズや適正規模に焦点を当てた研究の数は多くはないもののいくつかは見られ、また3歳未満児のグループサイズに着目する研究は比較的新しい調査に見られるという特徴がある。主たる研究方法としては、質問紙による保育者等への意識調査、保育者や乳幼児を対象にした観察調査、保育者の疲労に焦点を当てた計測調査、保育室等保育所の環境を対象とした計測調査などが行われていた。

各年齢別の適正規模は、4、5歳児クラスで20～25人程度、3歳児クラスでは10～20人、2歳児クラス7～18人、1歳児クラス7～13人、0歳児クラスごく少人数から10人程度とされていた¹⁰。これらのクラス適正規模の判断理由として、「目が行き届く」、「一人一人の子どもを把握し丁寧に関わられる人数」など多く上げられる結果がある一方で、保育士が現在担当しているクラス規模を最適と認識する傾向があることが指摘されていた。また、空気環境、音環境などの調査¹¹により、人数の多さが浮遊粉塵量や二酸化炭素濃度の高さ、騒音にもつながることが指摘されていた。

一方、諸外国の文献を“group size”で検索すると、ヒットする件数も多く、また、保育者1人に対する子ども数、保育者の教育水準等と共に因子の一つとして並べられることが多くみられた。グループサイズにより、子どもの健康状態¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾¹⁵⁾、安全性¹⁶⁾¹⁷⁾、保育者と子どものかかわり¹⁸⁾¹⁹⁾、社会情緒の発達²⁰⁾²¹⁾や就学レディネス²²⁾²³⁾等の比較検討が行われ、小規模グループの方が有意に優れていることが多くの研究で示されている。また、これらの研究の成果として、国としての基準ではないが、推奨基準が示されるものもあり、米国の小児科学会や公衆衛生協会（AAP&APHA）の推奨基準では、6か月～15か月6人、～24か月8人、～36か月14人と示されている。

わが国とは保育制度上の相違もあることから、とりわけ保育所との比較において、その基準が日本の保育所に適応しうるかどうかの判断は慎重でなければならない。

しかしながら、グループサイズの規定がある国や、推奨されている数値が示されている国はどのような経緯を経て明示されたかについては検討に値するのではないかと考えられる。

一定の保育制度や施設保育の質に関する議論は多くの国において明白となっているが、この問題に対して統一された統計データが欠如している²⁴⁾。しかし、保育の質をめぐるいくつかの報告から、どのような制度であれ、保育の質を担保する上で重視しなければならない要素は、ある程度共通していることが指摘されている。例えばイギリスでは、グループサイズ、比率、保育士の資格に関する研究が行われ、3つの要素は、子どもとの相互作用の質に大きく影響していることが示されている²⁵⁾。また、スウェーデンでは、政府がグループサイズや子どもと保育士の比率が保育の質を左右することを重視し、保育政策に反映させている²⁶⁾。

II 研究の目的と方法

1. 研究の目的

本研究では、保育の質を担保する保育形態のあり方について提案するために、諸外国における保育に関する諸条件や動向を把握し、日本のこれからの保育のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。その際、グループサイズに着目するとともに、子どもと保育者の配置比率や資格要件との関連にも目を向け検討を行う。なお、ここでいう保育形態とは、制度上の形態にかかわらず、クラス規模や年齢構成、保育者の配置、保育士の関わり方などの保育方法を指している。

2. 研究の方法

(1) 諸外国の保育制度について

OECD Starting Strong II EARLY CHILD EDUCATION AND CARE (OECD 保育白書 人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア (ECEC) の国際比較)²⁷⁾【以下 SS II と記す】において報告されている OECD 諸国の保育制度について、グループサイズ、子どもと保育者の配置比率、資格要件の3つの観点について、概観した。

さらに日本の現状との比較を行うために、日本と同様に、グループサイズの規制がなく、比率の規制がある国の保育制度の調査を進めることにした。調査対象国は、資格要件が多様であるイギリス、日本と同様に高等教育で資格を取得するニュージーランド、スウェーデン、韓国の4カ国である。これら4カ国は、日本において比較的研究が行われ、保育制度に関する情報が得やすいと考えられた。また、抜本的な保育制度改革を進めてきた国々（イギリス、ニュージーランド、スウェーデン）、並びに、今後進めようとしている国（韓国）でもある。

また、情報を得るにあたり、文献研究並びにこの分野に詳しい有識者として、スウェーデンに関して白石淑江氏、アジア圏に関して一見真理子氏、そして諸外国全般に関して秋田喜代美氏に情報提供および調査方法の助言を依頼した。

(2) 保育所0・1歳児クラスの観察

標準的な定員規模（120名）で、とりわけ低年齢児のグループ運営が良好に行われている民間保育所1園を観察調査し、低年齢児保育におけるグループ運営について検討した。

(3) 倫理的配慮

協力者へのインタビュー並びに観察調査においては、調査の目的、趣旨を説明し、協力を依頼した。とりわけ保育所における観察調査においては、個人情報保護に配慮すると共に、保育に支障を来さないように配慮した。

III 諸外国の保育制度

本章では、グループサイズ、子どもと保育者の配置比率、資格要件に着目して、諸外国の保育制度の現状を把握するとともに、日本の現状と比較する。

1. SS II に見る諸外国の現状

SS II において報告されている OECD 諸国の保育制度を、グループサイズ、保育者と子どもの配置比率、資格要件の3つ観点から整理を試みた。

報告されている国は全部で21カ国（ベルギーはフランス語圏とフラマン語圏で分割）、その中でグループサイズも比率も規制がないのはメキシコであった。フランスは、規制はないものの、チャイルドケアにおいてグループサイズ、比率ともに推奨数が定められている。逆に、グループサイズも比率にも規制がある国の中では、高等教育（中等教育後の専門教育含）で資格を取得する国（ポルトガル）もあるが、0～3歳を対象とするチャイルドケア施設での資格は中等教育（ハンガリー・イタリア）、3～6歳を対象とする幼稚園での資格は中等教育（チェコ：0～3歳の95.5%は家庭）、資格要件がない国（アイルランド）もある。

また、アメリカとカナダは、州によってグループサイズや比率の規制基準に大きな差があり、ノルウェーはグループサイズを、ドイツは比率を地域レベルで決定していることが報告されている。

最も多いのは、グループサイズには規制がないが、比率に規定がある国であった。その中で、イギリスは、資格要件が多様である。オーストリア（3～6歳の幼稚園にはグループサイズ規制あり）は、資格取得が中等教育であるが、0～3歳を対象としている施設での平均クラス規模は12人と比較的小さい。また、オランダも、資格取得が中等教育であるが、0～4歳を対象とする施設での平

均クラス規模は12人であった。日本と同様に高等教育において資格を取得する国は、スウェーデン、フィンランド、オーストラリア、デンマーク、韓国である。ただし、上記のうち韓国以外の国は、補助者として働く場合には中等教育、訓練のみ、免許なしと様々であった。

2. 4カ国の保育制度

(1) イギリス

1) グループサイズ

イギリスには、多様な就学前保育の形態がある。グループサイズについての既定は、チャイルド・マインディング（日本の家庭的保育にあたる）にのみ見られ、8歳未満児6人までとなっている（6人中未就学児は最大3人まで、0歳児は1人まで。一定条件が満たされれば6名を超えない範囲で学齢未満児を増やすことができる）。その他の形態については規定がない²⁸⁾。

しかし、イギリスにおける教育分野の所管省庁である教育技能省（**DfES** : Department for Education and Skills）からの委託によって、職員対子どもの比率、グループサイズと職員の資格・訓練に関する研究が行われている²⁹⁾。

そこでは、ナショナル・ケア・スタンダードは、推奨されるグループサイズを明確に含めたものであること、さらに、グループサイズに明確な大人対子どもの比率を関連づける必要があることが提言されている。

2) 比率

チャイルド・マインディング以外のあらゆる保育形態において、職員配置基準が定められており、2歳未満児では3:1、2歳児では4:1、3歳以上では8:1となっている。また、リセプション・クラスを含む独立学校、公立学校とナーサリー・スクールでは13:1（3歳以上児）となっている。

3) 保育者の資格要件

イギリスの保育形態は多様であることから、職員の資格要件もさまざまである。

ナーサリー・スクール（日本の公立幼稚園にあたる）やナーサリー・クラス（小学校に付設された幼稚園）で働くためには、有資格教員職位が必要となる。イギリスで教員免許を取得するためには、総合大学、あるいはそれに相当する高等教育機関において4年制の教育学士課程を卒業するか、他学部（3年課程）で学士号を取得したのち、1年の教職課程を修了することが求められる。

ナーサリー（日本の保育所にあたる）の職員には、「職業教育資格評議会（**The Business and Technician Education Council** : **BTEC**）」によって与えられる資格がある。これは、16歳以上の義務教育終了後、2年課程のコースを修了することで資格が付与される³⁰⁾。また、2006年からは、0～5歳児を担当する学士レベルの保育職として「乳幼児専門職位（**Early Years Professional Status**）」も新設されており³¹⁾、経験と学歴要件によって

履修様式が異なる。

チャイルド・マインダーには、基礎資格に関する要件がない。そのため、地方当局福祉課（**Local Authority Social Service** : **LA**）への登録・査察義務を規定されている³²⁾。

その他の資格として、「国家職業資格保育者（**National Vocational Qualifications in Child Care and Education**）」（以下、**NVQ's**と記す）がある。**NVQ's**は、実社会で労働者の職務遂行能力を認定する資格であり、学校に通うか職場で働きながら身につけた技能の評価・検定を受けるかのいずれかの方法で取得することができる³³⁾。

4) 質の担保

イギリスでは、保育の質を保証するために、公、民間を問わず全ての保育サービスは「教育水準局（**Ofsted**）」による査察を受けることになっている。2012年3月には、ナショナル・カリキュラムである「乳幼児基礎段階（**EYFS**）」（以下、**EYFS**と記す）が改訂され、保育に関する国の基準の見直しが行われた。**EYFS**は、0～5歳までの子どもの保育実践のためのガイドラインであり、イギリスにおける保育の基準であると同時に、**Ofsted**による査察の基準でもある。

保育の質に関しては、イギリス政府が**EYFS**等に見られるように具体的な方法論までを示している。これは、「子どもにとってのよい実践とは何か」ということに関して、具体的な実践のレベルで人々の間にコンセンサスが成立しづらいことを踏まえてのことである³⁴⁾。

また、イギリスでは、ナーサリー・スクールやナーサリー・クラスといった日本の幼稚園にあたる施設においては、教員資格が必須であるのに比べて、その他の保育施設では、職員の資格のレベルと種類はそのサービスの種類によって異なっていた。そのことが、保育の質の差異にも影響を与えていることが指摘されてきた。この点においては、先にも述べた「乳幼児専門職位」の導入に見られるように、保育職資格制度を再構築することによって、現存する多様な保育資格を統一化・高度化しようとする動きも見られる³⁵⁾。

(2) ニュージーランド

1) グループサイズ

グループサイズについて具体的な規模を示す規定はない。しかし、教育省（**Ministry of Education**）の**ECE**（**Early Childhood Education**）のHPにはグループサイズについての記載が見られる³⁶⁾。それによると、グループサイズは、子どもと保育者の相互作用や関係の質を決定する重要な要素であること、グループが適切であることが保育者の子どもへのかかわりの質に関連していることが示されている。保育者が自分で、グループサイズに関する保育の省察を行えるようなチェックポイントも示されている。

2) 比率

保育サービスには、保育時間により全日型とセッション型の2種類があり、職員の配置基準が異なる。2歳未満児については、全日型・セッション型ともに1:5、2歳以上児では全日型1:10、セッション型1:15である。子どもの年齢が混合の場合には、全日型、セッション型ともに1:3となっている。また、家庭的保育サービスについては、2歳未満児では1:2、2歳以上児では1:4である。ニュージーランドの保育制度では、幼稚園・保育所等の規模が50人を超えることは原則として認められず、保育施設の規模が全体的に小さいため、保育者一人当たりが担当する子どもの数が少なく抑えられている。

2009年から保育者配置基準の見直しが行われる予定であったが、2008年の政権交代後見送られている³⁷⁾。

3) 保育者の資格要件

現在では、幼稚園教諭、保育士というような資格の別はなく、どんな保育サービスにも対応できる共通の資格が必要である。養成の期間は3年間であるが、学術性の違いから、Bachelor(学士)とDiploma(準学士)の2種類の資格がある。

実際に教職に就くためには、教員審議会への登録が必要となる。大学などの高等教育機関で資格を取得すると、教員審議会から教員就労許可証が与えられるが、これは暫定的なものであり、正式な登録教員となるためには、現場において経験を積むことが求められる³⁸⁾。

4) 質の担保

ニュージーランドでは、乳幼児教育施設は3年に一度、教育評価局(ERO)の評価を受ける。認可を受けている保育施設について、法律の基準を満たしているかどうか、施設が掲げた目標が達成されているかどうか等が評価される。評価の特徴としてあげられるのが、多様な施設の文脈に即した柔軟な評価を実施していることである。教育評価局が、それぞれの施設ごとに「何を質とみなすか」を明らかにしているのである³⁹⁾。また、各施設が自発的に質向上への取り組みを行うことを支援するための手引書を発行したり、質の高い施設には、高い補助金レートを適用するなどのインセンティブを与えたりすることで質の向上を促している⁴⁰⁾。

ニュージーランドでは、乳幼児教育施設の所轄官庁が一元化された後、幼児教育の質の向上が重要な課題とされてきた。2002年には、2012年までの10年間に乳幼児教育を改善していく計画として「未来への道すじー乳幼児教育のための戦略的10か年計画」が立てられ、質の向上が目標の一つにあげられている。そして、質の向上に不可欠なのは保育者の教育であるとして、教員数の増大、現任研修の見直し等のさまざまな試みがなされてきた。たとえば、有資格教員・登録教員数の増大については、登録教員の割合に応じて高額の補助金が支給されるようになり、現職の職員の資格取得のための補助金を支給するなどの支援も行われてきた⁴¹⁾。しかし、2009

年の政権交代により政策は後退し、全保育者が有資格者である必要がある幼稚園と比べて、その他の保育施設では保育者の半数が有資格者であればよいとされ、無資格保育者解消は現在も課題として残されている⁴²⁾。

また、ニュージーランドには、統一的なカリキュラムである「テファリキ」があり、法的に遵守が義務付けられている。どの保育施設でも同じ水準の保育が保障されるためである。しかし、「テファリキ」を実践に具体化するのには困難な現状があった。そこで、2004年には、このカリキュラムを実践する際に参考とすべき模範的な方法・具体例を示す「幼児教育における学習評価の模範例」が作成された。そして、これに基づいた評価指標群をもとに評価が実施されている。

さらに、外部評価だけではなく、施設が自己評価を行うための「乳幼児教育のための自己評価ガイドライン」が作成、配布されている⁴³⁾。

(3) スウェーデン

1) グループサイズ

白石氏によれば、現在、グループサイズに関して政府による明確な数値規定はない。これは、就学前学校の運営に責任を負っている地方自治体(コミューン)が、国の規定にしばられず地域の現状に即して柔軟に対応することが可能なようにするためである。ただし、政府(学校庁)では「就学前学校のクオリティのための一般的なアドバイスとコメント」を発行し、その中で適当な大きさのグループの肯定的効果やグループの規模が大きい場合の否定的効果などを示して、地方自治体に対して適切なグループサイズを図るよう奨励している。

実際のグループサイズは、入所児童数の増加に伴い1990年代を通して全国的に増大傾向が続き、1990年には1クラス平均13.8人であったのが2001年には17.5人となったことが報告されている。なお、その後グループサイズの平均値は横ばい状態となり、2005年は17.0人であった。また、自治体間および自治体内でグループサイズに差が見られることも指摘されており、例えば乳児グループでは10~22人、幼児グループでは15~25人と幅があった⁴⁴⁾。

こうした現状に対し、上述した政府の「就学前学校のクオリティのための一般的なアドバイスとコメント」では、どのような場合においても最適であるというグループサイズの数値はなく、どのような規模が適正であるかは各々の状況によって異なるとしながらも、「子どもが最適な形で成長するためにグループの規模は約15人が好ましい」という見解を紹介している。また、低年齢児は大人との密で安定したコンタクトがもつことができるか否かがアイデンティティの形成や言語発達に影響すること、特別な支援を必要とする子どもとスウェーデン語以外の母国語をもつ子どもは一般的に保育者の密度が高い小規模なグループが有利であることを根拠として、これ

らの子どもたちのいるグループについては、より小さな規模であることが必要であるとしている。

2) 比率

大体の目安として、3歳までは2:5、5歳までは1:5、保育者は3人体制であることを政府が示している⁴⁵⁾。

3) 保育者の資格要件

2011年に規定が改正され、就学前学校における教育に関する学士の学位取得には3.5年の修業で210単位以上を修得することが必要となった。保育者3人体制のうち、1人以上はこの学位を有していることが必要とされている。それ以外の補助者については、高校での職業教育を受けた者を最大1年単位の契約で雇用することになっている。

なお、就学前学校の教員の他に、芸術や音楽等の教員やスウェーデン語以外を母国語とする人などが雇用されている。こうしたスタッフは常勤での雇用が通常であり、その決定を行うのは校長の責務とされている⁴⁶⁾。

4) その他

グループサイズや職員密度の適正化を図るために、国では実態を調査・公開するとともに、助成金の支給などの推進策を講じている。例えば、2005年も政府は就学前学校における職員の増加を目的とする国庫補助金を支給し、これによって就学前学校の職員はほぼ10%増加したことが報告されている⁴⁷⁾。

5) 質の担保

スウェーデンでは、保育実践の前提となる構造的な条件(施設設備や職員配置等)については、国の示した「就学前学校のクオリティのための一般的なアドバイスとコメント」に照らしながら、自治体が予算の確保や監査などを通じて就学前学校が一定の条件を整備するよう務めている。「就学前学校のクオリティのための一般的なアドバイスとコメント」では、適正なグループサイズが保育において重要であること、どのような規模や職員密度が適正であるかは職員の資質や子どもの構成などに影響されることを指摘した上で、自治体と就学前学校が適正なグループサイズや職員密度について対話を行い、これらが教育活動にどのような意味をもっていたかということを就学前学校の目標達成に関する査定評価に盛り込むべきであるとしている。こうした条件をめぐる問題に対し、保護者をはじめとする地域住民の関心や意識も高く、改善が必要な場合には自治体に対して要望が提出される。

また、2010年のナショナルカリキュラム改訂(2011年7月より適用)⁴⁸⁾の際に、「フォローアップ、評価、発展」という項目が新設された。これは、ドキュメンテーションを活用することによって保育実践の質の向上を図ることを目的としたものである。この評価には、子どもや両親も参加することとされている。

このように、スウェーデンでは国の示す方針に基づきながら自治体がハード・ソフトの両面で保育の質の担保・向上を図っており、そこに利用者も参与している点

が特徴的と言えるだろう。

(4) 韓国

1) グループサイズ

保育施設における規定は定められていない。なお、幼稚園においては幼児教育法施行令により、「幼稚園の学級数と学級あたり最小及び最大の幼児数は、幼稚園の類型、地域の事情などを考慮し、管轄庁が定める」こととされている。つまり、その幼稚園の地域の状況に応じて、1学級あたりの最大人数を、管轄庁すなわち市や道の教育庁が定めることとされている。例えば、ソウルの半日制のクラスであれば、満3歳クラスが20名以内、満4歳クラスが25名以内、満5歳クラスが30名以内とされている⁴⁹⁾。

2) 比率

保育施設における職員配置は、嬰幼兒保育法(保育施設の根拠法)により0歳児1:3、1歳児1:5、2歳児1:7、3歳児1:15、4歳児から未就学児1:20と定められている。

3) 資格要件

日本における「保育士」は、韓国では「保育教師」と呼ばれる⁵⁰⁾。その保育教師の資格は、嬰幼兒保育法施行令により定められ、高等教育機関または教育訓練施設において取得することができる。保育教師は、1級、2級、3級と等級が分かれている。基本的に、短大、大学における養成課程を卒業した者は、2級を取得することとなり、必要な年数の保育経験を積むことや、昇級教育を受けることにより、1級を取得することができる。1級を取得するためには、2級資格を取得した後に、3年の保育経験と昇級教育の受講、もしくは、修士号と1年の保育経験、昇級教育の受講が必要とされる。

4) 質の担保

韓国における幼児教育・保育の進展は、先進国に比べて大きく遅れていたものの、1995年以降大きく展開し、幼児教育・保育の公共性と質の向上が追求されている⁵¹⁾。2004年には大統領諮問機関である「高齢化及び未来社会委員会」が設置され、当該機関により提出された方策の中で「保育は国の責任で行う」ことが宣誓された。さらに、合計特殊出生率の低下を背景に、対策施策として、セッサク・プラン(2006年～2010年)、アイ・サラン・プラン(2009年～2012年)が実施されている。また、2007年、初めての国家水準を示す「標準保育課程」が公示された。標準保育課程の制定は、保育内容の質的な水準を保持するための大きな飛躍であると考えられる。現在、韓国における保育に関する議論、施策は、大きな変革の渦中にあると言えるだろう。

韓国における保育の質をめぐる課題とその動向については、勅使⁵²⁾⁵³⁾に詳しい。以下、勅使⁵²⁾⁵³⁾を参照しながら説明をしていく。まず、保育施設の設定等、保育教師の勤務体制、待遇面における問題を指摘することができる。韓国の保育施設の圧倒的多くは、民間が設置主体

である。また、韓国には、日本における児童福祉施設最低基準と同等の規定がない。つまり、保育の質を最低限担保する基準が定められていないが故に、施設・設備条件が不十分なまま開所されてしまうという状況があったという。また、保育教師の給与は年俸制であり、月給は、2008年のアイ・サラン・プランの実態分析によると、社会福祉事業者の月給の8割だという。これらの問題は、セッサク・プラン、アイ・サラン・プランにおいても改善が図られている。例えば、すべての保育施設の施設・設備等の「質の向上」を図るために、2005年保育施設認証制度が導入された。補助金など財政的な援助を受けるためには、認証制度を受ける必要があるため、評価認証制度を導入したことにより、施設・設備が改善された保育施設が増えたようだ。また、給与水準の引き上げと共に、長時間労働という勤務体制の改善に向けて保育教師の増員がなされている。

韓国における、保育の質の向上に向けた取り組みは、補習教育が特徴として挙げられるであろう。補習教育とは、職務教育と昇級教育とに分けられる。職務教育とは、現職研修（3年ごとに40時間の講義を受講する）、昇級教育とは、2級から1級へと資格を昇級させるための教育である。日本においては、幼稚園教諭に義務付けられている現職研修が、保育士には義務付けられていない点が時に問題として指摘されている。この状況に照らしてみると、現職の保育教師が更なる教育を受けられる制度が整っている、という点においては、保育の質を担保するための一つの方策として考えることができる。

最後に、保育教師という一つの資格が、等級別に分けられていることは、保育の質にどのような影響を与えているのだろうか。昇級するために昇級教育を受ける必要があるという意味において、等級が分かれていることは、教育を受ける機会の提供とも言え、専門性を高めるための教育機会とも考えられる。また、等級が分かれていることによって、専門性を高めるための動機づけにもなっているかもしれない。しかし、保育教師を増員するために、つまり資格を取りやすくするために、資格要件を下げるという意味で、等級が3級まで設定されているとしたら、保育の質の低下も免れない。この点については、今後の課題としたい。

(5) 4カ国のまとめと考察

スウェーデンでは、国が地方自治体に対するアドバイスを行うことにより適切なグループサイズを図ることが奨励されている。また、ニュージーランド、イギリスにおいても、グループサイズが保育の質に影響する要因の一つとされている。ただ、イギリスやニュージーランドのように、一つの保育機関であっても子どもによってさまざまな利用のタイプが存在する場合（全日利用、パートタイムあるいはセッション利用）、一定の集団を形成することが難しいという現状があり、グループサイズの規

定を難しくする要因の一つとも考えられる。このように上記3カ国では、グループサイズの規定はないが、グループサイズが大きくならないように押さえしていく必要があると考えていることが示唆される。

保育者の資格要件の統一化や高度化についても、韓国、イギリス、ニュージーランドの3カ国で何らかの検討あるいは改善が行われている。幼保一元化を機にそれまで別々だった資格要件を一本化したり、現職の職員の研修を奨励したり、奨学金や補助金を出すことで高度化する取り組みが行われているのである。これは、保育施設間での待遇や賃金の格差を解消するためだけでなく、保育者の資質を向上させることで保育の質を高めることを目的としたものである。

保育の質を担保するために、どの国においても保育施設は評価機関による評価を受けることになっている。中でも、今回対象とした4カ国のうち、イギリス、ニュージーランド、スウェーデンでは、評価の内容が保育者の資格や比率も含め、定められた基準を満たしているかどうかなどのハード面のみにとどまっていない。保育実践の質、いわばソフト面の評価も行われているのである。

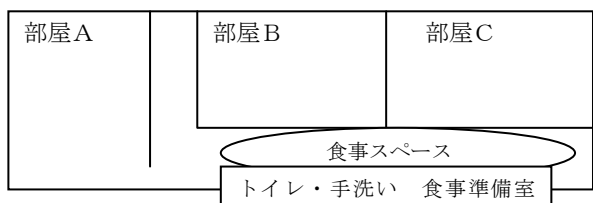
例えば、イギリスやニュージーランドでは、ナショナル・カリキュラムは、日本の「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」のように大綱を示すだけでなく、具体的な保育実践の方法論をも示したものである。実践例や実践の手引きなどを各保育施設に配布し、活用できるようにしているのである。例えば、スウェーデンとニュージーランドでは、保育施設が子どもについてのドキュメンテーションを作成し、事後の保育活動を組み立てる資料としている。さらに、それを親とのやりとりに活用することによって、保育評価のエビデンスとするなど、実際に活用されている。このナショナル・カリキュラムは評価にも用いられることから、保育実践の内容を外部から評価するための指標となると同時に、保育者や保育施設が自らの実践を自己評価することにもつながる。外部と内部の両面から保育実践を評価することによって、保育実践の質を向上させることができると考えられるのである。

IV 保育所0・1歳児クラスの観察

1. 観察対象園の状況

住宅街にある定員120名の中規模園。0歳児クラスでは18名の子ども（3月時点）に保育士6名（うち正規職員2名）、1歳児クラスでは20名の子ども（3月時点）に保育士5名（うち正規職員2名）、両クラスを担当するフリースタッフ2名、看護師がいる。0・1歳児クラスの保育室のおおまかな構造は図1のとおりである。

図1



2. 観察時の保育の流れ

	0歳児クラス	1歳児クラス
9:40	B・Cの部屋に分かれて遊ぶ。B・Cの部屋は扉で完全に分けられている。保育者が子どもの様子を見ながら、B・Cの部屋を移動できるようにする。 B：ゆるやかな坂マット C：やわらかボール、箱引き、積み木等（子どもの興味に合わせて）	子どもを3~4人ずつ分けて園庭に移動して遊ぶ。こぎ台、砂場、押し車、虫探し等
10:30	食事準備開始	
10:40	B部屋：マットを片付ける →C部屋から子ども移動 →歌遊びの後コーナー遊びおままごと、ブロック等	保育者1人、子ども4人が園庭から移動し、トイレの後、A部屋で遊ぶ。その後も、3~4人ずつA部屋に移動して遊ぶ。
11:05	C部屋：保育士がふとんを敷く	コーナー遊び：おままごと、絵本、手先を使う遊び等、コーナーに一人ずつ保育者がいる。
11:15	片づけが始まる 2グループに分かれて、絵本や歌遊びをする。→自然な形で合同になり、絵本を見る。	
11:20	6人ずつ手洗いをして、食卓につく。席についた子どもから食べ始める。1テーブルに子ども4~5人、保育者1~2人。	0歳児クラスが全員食卓につくころ、子ども3人ずつ手洗いをして、食卓につく。席についた子どもから食べ始める。1テーブルに子ども5人、保育者1人。

3. 0歳児クラスの子ども、保育士の様子

観察時、午前の遊び場面ではPM2.5の影響を避けるため、室内での遊びに限定されていた。B部屋では、4人の保育士が担当し、子どもは12人ほど（随時、C部屋の子ともと交代）であった。部屋の中央においた遊具遊び（ゆるやかな坂マット）を中心に遊びが展開されていた。遊具の上を歩いたり、ハイハイしたりする子どもを支えたり、言葉をかけながらかかわる。遊具に興味を

示していない子どもには、強制せず、様子を見守っている。子どもの様子に合わせながらも、全員の子どもが坂マットの遊びを経験できるように、保育士同士で相談しながら、C部屋で遊んでいる子どもと交代できるようにしている。しかし、無理強いはいしない。B部屋とC部屋は、スライド扉でしっかり閉められており、子どもは自由に開けられない状況であった。

C部屋では、2人の保育士が担当し、子どもが6人程度であった。一人の保育士が中心となり、遊びを展開する。その保育士の周りに子どもが集まり、もう一人の保育士が全体を見たり、遊びに参加しない子どもを膝の上に座らせたりして過ごす。遊びは、ボール遊び、ダンボール箱を利用した引っ張り遊び、積み木遊び等、子どもの様子に合わせて変化していった。

その後、B部屋のマットを片付け、全員の子どもがB部屋に集まる。低い音量で音楽をかけ、体操を行う。そして、歌遊びへ展開していくが、数人の子どもだけが参加している状況から、参加する子どもが少しずつ増え、最終的に全員の子どもが集まり、活動を楽しんでいた。その後、B部屋で4つのコーナー遊びを展開する。可動式の家具を動かして、空間を区切り、コーナーを作っていた。

子どもたちが遊んでいる間に、食事の配膳がパート職員によって進められていた。11時頃には、保育士が一人増え、C部屋に布団を敷いた後、配膳の手伝いに加わった。その後、子どもの着席を手伝い、最後にきたグループの子どもたちと同席した。

B部屋では、同時刻の11時頃から、子どもたちの様子を見ながら、自然に少しずつ片付けが始める。「おかたづけですよ」等の言葉かけは特になく、強制的に片付けているような様子には見られなかった。その後、まずは2グループに分かれて、手遊びや絵本を読んだ後、自然なかたちで合同になり、絵本を楽しむ。

配膳が終了したのを見計らって、2人の保育士が6人の子どもたちをトイレまで誘導し、手洗いをした後、固定の席に座る。同席する保育士も決まっている。席に座った子どもから食事が始まる。食事の介助をしながらも、保育士も一緒に食べる。食事の時などのグループは固定されており、ゆるやかなグループ分けと担任制を臨機応変に使い分けている。

4. 考察

①遊びの内容によって部屋を分ける

B部屋では移動運動を促す遊び（坂マット）、C部屋では保育士が子どもの様子を見ながら、遊具を変化させていた。B部屋とC部屋の境はスライド扉であり、開けておくこともできると思われるが、しっかり閉められていた。このような環境設定は、坂マットに子どもが集中してしまうことを防ぎ、安全面への配慮だけでなく、遊んでいる子どもが充分楽しめる環境を保障することにつな

がると思われる。近藤⁵⁴⁾は、乳幼児期には多様な動きを経験することが重要であり、特に乳児期には移動運動の重要性を指摘している。この場面でも、保育者は部屋間で子どもを交代させており、移動運動（坂マット）を経験してほしいという保育者の意図が伝わってくる。しかし、一斉活動として取り入れているわけではなく、また、決して無理強いをしていない。環境を用意し、子どもの興味を引き出しながら運動を促すことを重視していることが示唆される。

②活動移行時における小グループ制

遊びから食事へ移行する際、同机となる子どもたちを中心とする小グループに分かれ、時間差をつけて移動している。席は固定席となっており、着席した子どもから食事を始める。3歳未満児の保育では、活動移行時は煩雑になりやすいだけでなく、子どもを待たせてしまうことも多く見られる。しかし、小グループで移動し、席についた子どもから食事を始めることで、移行がスムーズなだけでなく、無意味に子どもを待たせることがなくなる。保育環境評価スケール・乳児版⁵⁵⁾の食事場面における評価項目には、「食事／間食の時間は段取りがうまくいっている（年齢差に応じて待たせることを避ける等）」という内容も見られる。活動から活動へのスムーズな移行を可能とする環境は、乳児期の保育において質を担保する一つの要素と考えることもできると思われる。そして、保育士同士の細やかな連携が、スムーズな移行を可能としていることも大変重要なことであると考えられる。

V まとめと今後の課題

本研究では、グループサイズ、比率、資格要件の3つの観点に着目し、OECD諸国の保育制度を概観し、イギリス、ニュージーランド、スウェーデン、韓国の保育制度を調査した。その結果、国によってさまざまな現状にあることが明らかになった。国によって保育制度の背景となっている文化や歴史がさまざまであることを考えると当然の結果とも考えられる。しかしながら、グループサイズの規定がある国や、推奨されている数値が示されている国はどのような経緯を経て明示されたかについては、その根拠となるデータや文献まで辿り着くことができなかった。この点については今後の課題としたい。

グループサイズの制限を設けることの効果については、総合的な調査の結論として、グループサイズが保育の過程の質（例えば、保育者と子どもの関係、保護者とのコミュニケーション）に効果があるとしているものの、すべての研究が効果を見出しているわけではないということが指摘されている⁵⁶⁾。また、Goelmanら⁵⁷⁾は、保育者間で、指示、相談、仕事の課題への話し合いの機会が、保育者のやりがいにつながることを見出している。

そして、望ましい労働条件が保育者の仕事への満足感とその保持への改善を引出し、子どもの発達につながるような感性豊かな、刺激のある子どもとの相互作用を生み出すことも示されている。

これらの知見は、グループサイズ、比率、資格要件が望ましい状況であれば、保育の質が担保することができるわけではないこと、また、質の高い保育がグループサイズ、比率、資格要件といった単独の要素によるものではないということを示していると考えられる。したがって、保育の質を考えるには、多様な要因を総合的に捉えることが重要といえる。グループサイズを比率や資格要件と関連づけて捉えた上で、これらを保育の環境や状況に応じて総合的・具体的に考え、保育の質を担保するために、何が条件として必要なかを検討することが求められると考えられる。秋田ら⁵⁸⁾は、わが国においては、質の実証研究も質に関わる日本独自の理念や思想研究もまだ十分に研究が行なわれておらず、日本独自の保育の質とは何なのか、そしてそれを捉えるためにはどのような理念枠組みが必要であるかが、今後求められることを指摘している。このようなことから、諸外国の保育制度を参考にしながらも、日本の文化や現状にあった保育の質を担保するための保育方法や保育環境の工夫を考えていくことが重要であると考えられる。

上述したように、イギリスやニュージーランドにおけるナショナル・カリキュラムは、具体的な保育実践の方法論をも示したものであり、実践例や実践の手引きなどを各保育施設に配布し、活用できるようにしている。日本においても、このような保育実践の方法論を示していくことも保育の質を担保するために必要ではないだろうか。その際、日々のくらしと主体的な遊びを基盤とし、保育者の関与として非言語的な関わりや教育の意図を埋め込んだ保育環境の構成方法が重視される文化的価値を基盤とした⁵⁹⁾、日本独自の保育観を大切に提示の仕方が求められると思われる。

さらに、0歳児クラスの観察から、全体のグループサイズは大きくても活動内容に応じて柔軟に小グループ化が図られたり（遊びによって空間設定を変更したり場所を限定する）、保育士が状況をみながら、一人ひとりの子どもに合わせた対応（活動移行時や生活場面における小グループ制）が可能となる保育方法の工夫の一旦が垣間見られた。

現在の日本の定員超過の状態では、グループサイズを規定して制限するということは現実的な対応ではないと考えられる。むしろこのような事例を収集し、規模の大きいクラスの中にあっても、子どもの個別性を尊重した応答的関わりを担保することを重視した保育の体制を構築することが必要であると考えられる。

本研究では1園での1日のみの観察であった。今後は横断的・縦断的に観察を行い、このようなデータを収集していくことが重要であると考えられる。その中で、グ

ループサイズが大きい場合にも保育方法や保育環境をどのように工夫することで保育の質を担保することができるのか、何が条件として必要なのかを検討していきたい。

注1：児童福祉法改正により、平成24年4月1日より児童福祉施設に関する人員・設備・運営基準は都道府県等の条例に委任されることになった。保育所については、児童福祉施設最低基準における人員、居室面積、人権侵害防止等の基準を「従うべき基準」としているが、待機児童問題が深刻で地価が高いと認められた35市区では、期限付きで居室面積基準について、地域の実情に応じた内容を定めることが許容されている。

文献：

- 1) バルバーラ・マルティン＝コルビ 太田美幸訳 「政治のなかの保育」かもがわ出版 2010
- 2) 厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」（平成24年4月）、「保育所の状況」（平成13年4月）
- 3) 村山博文「保育所編 園の体制：『第1回 幼児教育・保育についての基本調査報告書（幼稚園編・保育園編）』」ベネッセ次世代育成研究所 2009
- 4) 全国社会福祉協議会「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書」2009
- 5) 全国保育協議会「全国の保育所実態調査報告書」2012
- 6) 厚生労働省 「平成23年地域児童福祉事業等調査」
- 7) 秋田喜代美他 「保育の質に関する縦断研究の展望」東京大学大学院教育学研究科紀要. 51巻, 2012, 217-234
- 8) 保育所保育指針 平成20年改定版
- 9) 土方弘子「三歳未満児の『保育の質』にかんする一考察」大垣女子短期大学研究紀要第38巻 1997
- 10) 庄司順一他「保育の質の評価に関する研究」保育科学研究 第1巻 2011
- 11) 全国社会福祉協議会「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書」2009
- 12) Bartlett Z, Orton P, Turner M: Day care homes: The silent majority of child day care. Review of Infectious Disease, 8, 663-668. 1986
- 13) Hardy A.M, Fowler M.G : Child care arrangements and repeated ear infections in young children. American Journal of Public Health, 83, 1321-1325.1993
- 14) Hadler S.C, Erben J.J, Fransic D.P, Webster H.M, Maynard J.E : Risk factors for hepatitis A in day-care centers. Journal of Infectious Diseases, 145(6), 255-261. 1982
- 15) Collet J-P, Surtin P, Kramer M.S, Floret D, Bossard N, Ducruet T : Type of day-care setting and risk of repeated infections. Pediatrics, 94(6), 997-999. 1994
- 16) Russell S.D, Clifford R.M : Child abuse and neglect in North Carolina day care programs. Child Welfare, 67, 149-163. 1987
- 17) Ruopp R, Travers J, Glantz F, Coelen C : Children at the

center: Final report of the national daycare study. Cambridge, MA: ABT Associates. 1979

- 18) NICHD Early Child Care Research Network Characteristics of infant childcare: Factors contributing to positive care giving. Early Childhood Research Quarterly, 11, 269-306. 1996
- 19) Dunn L : Ratio and group size in day care programs. Child and Youth Care Forum, 22, 193-226. Eccles, Wigfield & Schiefele Motivation to succeed. In W. Damon (Series Ed.) & N. Eisenberg (Vol. Ed.), Handbook of child psychology: Vol 3. Social, emotional, and personality development, 1017-1095, New York: Wiley.1993
- 20) Clarke-Stewart K. A, Gruber I.C, Fitzgerald L.M : Children at home and in day care. Hillsdale, NJ: Erlbaum. 1994
- 21) Howes C, Rodning C, Galluzzo D.C, Myers L : Attachment and Child Care: Relationships with Mother and Caregiver. Early Childhood Research Quarterly, 3, 403-416. 1988
- 22) Whitebook M, Howes C, Phillips D.A : Who cares? Childcare teachers and the quality of care in America. Final report, National Child Care Staffing Study. Oakland, CA: Child Care Employee Project. 1989
- 23) Howes C, Phillips D.A, Whitebook M : Thresholds of quality: Implications for the social development of children in center-based childcare. Child Development, 63, 449-460. 1992
- 24) CESifo DICE Report 2010 THE QUALITY OF CHILDCARE SERVICES – A COMPARATIVE VIEW
- 25) Thomas,C : Research on Ratios, Group Size and Staff Qualifications and Training in Early Years and Childcare Settings 2002
- 26) Descriptive date on pre-school activities, school-age childcare, schools and adult education in Sweden 2006 Swedish National Agency for Education report no.283
- 27) OECD Starting Strong II EARLY CHILD EDUCATION AND CARE (OECD保育白書 人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア (ECEC) の国際比較 OECD編著 星美和子・首藤美香子・大和洋子・一見真理子訳 明石書店 2011)
- 28) 前出4)
- 29) Thomas Coram Research Unit : Research on Ratios, Group Size and Staff Qualifications and Training in Early Years and Childcare Settings. Institute of Education, University of London. 2002.
- 30) 榊瑞希子 「イギリスの保育と保育者養成の新動向」 聖徳大学研究紀要 短期大学部 第28号 (I) , 85-93, 1995
- 31) 榊瑞希子 「イギリス連立政権下の保育改革 - 国定カリキュラム改訂とナットブラウン報告 - 」 幼児教育史学会会報 第14号 2012.
- 32) 中村勝美 「イギリスにおける保育制度の過去と現在－歴史

- 的多様性をふまえた総合的保育サービスの構築」永原学園
西九州大学・佐賀短期大学紀要 37, 103-120, 2007.
- 33) 前出30)
- 34) 埋橋玲子 「労働党政権化（1997-2010）におけるイギリスの幼児教育・保育政策の展開」 同志社女子大学 学術研究年報 第62巻 2011.
- 35) 前出 31)
- 36) <http://www.leac.ece.govt.nz/ManagementInformation/RecentAnnouncement/IncreasingECECentreSize/GroupSize.aspx>
- 37) 松井由佳・瓜生淑子 「ニュージーランドにおける乳幼児保育制度 - 幼保一元化のもとでの現状とそこからの示唆 -」 奈良教育大学紀要 第59巻 第1号（人文・社会）2010
- 38) 前出37)
- 39) 鈴木佐喜子 「『テ・ファリキ』に基づき進む改革 世界の幼児教育・保育改革最前線」 泉千勢他編 世界の幼児教育・保育改革と学力 未来への学力と日本の教育 第9巻 pp11-16, 明石書店 2008.
- 40) 池本美香（主任研究者：網野武博）「諸外国における保育制度の現状及び課題に関する研究 7章ニュージーランド」 厚生省厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）2000
- 41) 前出37)
- 42) 松川由紀子 「ニュージーランドにおける幼保一元化についてー幼児教育実践現場の事例からー」 中部大学現代教育学部紀要 第4号 1-9, 2012.
- 43) 前出37)
- 44) スウェーデン学校庁 2006 Descriptive data on pre-school activities, school-age childcare, schools and adult education in Sweden 2006. Sweden National Agency for Education report no.283
- 45) スウェーデン学校庁 2005 就学前学校のクオリティのための一般的なアドバイスとコメント（*原著はスウェーデン語。本研究では瀬口巴オリビエール氏による和訳資料を使用）
- 46) スウェーデン教育・研究省 2011 FACT SHEET(June 2011)
- 47) 前出 44)
- 48) スウェーデン学校庁 2010 Curriculum for the Preschool Lpfö 98 Revised 2010
- 49) ソウル特別市教育庁 「ソウル特別市教育課程編成運営指針」2009
- 50) 勅使千鶴. 「韓国の保育教師養成および補習教育の現状と課題：保育の『公共性』と『質の向上』への取り組み」 日本福祉大学子ども発達学論集, 3, 1-20. 2011
- 51) 勅使千鶴. 韓国における保育機関の公共性と保育の質：保育政策と実践にみる公共性と「保育の質」の向上への取り組み. 日本福祉大学子ども発達学論集, 1, 25-43. 2009
- 52) 前出50)
- 53) 前出51)
- 54) 近藤充夫 「幼児のこころと運動 その発達と指導」 教育出版 1995
- 55) Thelma, H 他 埋橋玲子訳 「保育環境評価スケール〈2〉乳児版」 法律文化社 2009
- 56) Quality Matters in Early Childhood Education and Care JAPAN OECD 2012
- 57) Goelman H, Forer G, Doherty D. S, LaGrange L.A : "Towards a predictive model of quality in Canadian child care centres", Early Childhood Research Quarterly, Vo.21 No. 3 280-295 2006
- 58) 秋田喜代美他 「保育の質研究の展望と課題」東京大学大学院教育学研究科紀要, 47巻, 2007, 289-305
- 59) 前出 7)